

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認群馬地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	4 件

## 群馬国民年金 事案 763 (事案 732 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月から同年 3 月まで

前回の申立てについて、国民年金保険料を納付していたことを認めることはできない旨の通知を受け取ったが、私は、申立期間当時、母が国民年金の加入手続を行い、集金人に保険料を納付していたと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、その母親が国民年金の加入手続と保険料を納付していたはずであると主張しているところ、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により昭和 46 年 2 月 21 日以降に A 市で払い出されていることが確認でき、その時点において、申立人が 20 歳となった同年\*月に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認できること、ii) 国民年金被保険者台帳(特殊台帳)及び同市の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても未納とされており、その記載内容に不自然さはないこと、iii) 申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付していたとするその母親は、申立期間当時の申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況についての記憶が曖昧であること等から、既に当委員会の決定に基づき平成 23 年 5 月 18 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、申立人は、今回の申立てにおいて、申立期間後の昭和 46 年 4 月に B 共済組合に加入したことにより、その母親が納付した国民年金保険料との重複納付(昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月までの分)が生じ、48 年 5 月に還付事務処理が行われているところ、加入当初の申立期間の

3か月の未納期間に充当されないのは納得がいかないと新たな主張がされたことから、再調査の結果、その母親が重複納付した前述の12か月の保険料は、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）の保険料に関する記録欄では、46年4月から47年3月までの12か月が納付済みと記載されているものの、当該被保険者台帳の進達欄では、昭和46年度に納付された月数が9か月と記載されており、納付月数が3か月相違していることから、行政側の記録管理が適切でなかった状況が認められる。

また、保険料を納付していたとするその母親の国民年金加入期間については、保険料は全て納付済みであることから、母親の保険料の納付意識は高かったものと認められる上、申立期間は3か月と短期間であり、国民年金に加入した直後の3か月分を未納のままにしておくことは不自然である。

さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された時点において、集金人に申立期間の保険料を納付することが可能であったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間②のうち、昭和60年1月から同年12月までは19万円、61年1月から同年9月までは15万円、同年10月から同年12月までは16万円、62年1月から平成元年9月までは14万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年6月18日から59年1月1日まで  
② 昭和59年1月1日から平成5年8月1日まで

A社に勤務していた期間及びB社に勤務していた期間のうち、昭和59年1月1日から平成5年8月1日までの期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与と比べ低くなっている。申立期間①及び②について標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②における標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立期間②のうち、昭和60年1月から平成元年9月までの期間について、申立人から提出された銀行取引履歴によると、申立人の給与振込額はオンライン記録の標準報酬月額を超えていることが確認できる上、申立人

は、当該期間に係る給与明細書等の厚生年金保険料控除額が確認できる資料を保管していないものの、申立人と同年代で仕事内容も同一であったとされ、かつ、オンライン記録の標準報酬月額が申立人とほぼ一致している同僚が保管している市民税特別徴収税額通知書の社会保険料控除額から算出される厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、当該同僚のオンライン記録の標準報酬月額を超えていることが認められることから、申立人についても、当該期間においては、当該同僚と同様の取扱いにより厚生年金保険料の控除がなされていたものと推認できる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された銀行取引履歴及び前述の同僚の市民税特別徴収税額通知書の社会保険料控除額から算出される厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額並びに申立人及び前述の同僚のオンライン記録により、申立期間②のうち、昭和60年1月から同年12月までは19万円、61年1月から同年9月までは15万円、同年10月から同年12月までは16万円、62年1月から平成元年9月までは14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②のうち、上記訂正後の標準報酬月額に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから不明であるものの、前述の同僚及び複数の従業員が保管する給与明細書等において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和54年6月から57年11月までの期間について、申立人は、給与明細書等の資料を保管していないことから、当該期間に係る報酬月額や厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、申立期間①のうち、昭和57年12月から58年12月までの期間及び申立期間②のうち、59年1月から同年12月までの期間について、申立人から提出された銀行取引履歴によると、申立人の報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額を超えていることが確認できるものの、申立人及び前述の同僚は、給与明細書等を保管していないことから、当該期間の厚生年金保険料控除額について確認することができない。

さらに、申立期間②のうち、平成元年10月から同年12月までの期間について、前述の同僚及び複数の従業員が保管する給与明細書等によると、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料控除額であったと認められ

ることから、申立人についても、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額が給与から控除されていたものと推認できる。

加えて、申立期間②のうち、平成2年1月から3年12月までの期間について、申立人から提出された平成2年分及び3年分における給与所得の源泉徴収票の社会保険料控除額から算出される厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことから、当該期間は、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

申立期間②のうち、平成4年1月から5年7月までの期間について、申立人は給与明細書等の保険料控除が確認できる資料を保管していない上、従業員から提出された平成4年分及び5年分における給与所得の源泉徴収票の社会保険料控除額から算出される厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことが確認できる。

このほか、当該期間に係る申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録については、平成16年12月27日は22万円、17年7月22日は23万円、同年12月22日は22万円、18年7月28日は22万5,000円、同年12月28日は21万円、19年7月26日は21万円、同年12月27日は20万円、20年7月25日は21万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月27日  
② 平成17年7月22日  
③ 平成17年12月22日  
④ 平成18年7月28日  
⑤ 平成18年12月28日  
⑥ 平成19年7月26日  
⑦ 平成19年12月27日  
⑧ 平成20年7月25日

申立期間①から⑧までについて、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録に反映されていない。当該期間について、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準賞与額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認

定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額の記録については、申立人から提出されたA社の賞与明細書から確認できる厚生年金保険料額から、申立期間①は22万円、申立期間②は23万円、申立期間③は22万円、申立期間④は22万5,000円、申立期間⑤は21万円、申立期間⑥は21万円、申立期間⑦は20万円、申立期間⑧は21万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①から⑧までにおける申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は「詳細は不明だが、申立てに係る賞与支払届を提出していなかったと思われる。」と回答しており、申立期間当時、同事業所において被保険者であった者全員について賞与の記録が確認できないことから、同事業所は、申立てに係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和50年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和21年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年3月31日から同年4月1日まで  
B社に勤務していたところ、昭和48年3月1日から50年3月31日までA社へ出向し、同年4月1日からB社に戻り継続して勤務したが、厚生年金保険の被保険者期間に1日の空白が生じている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の在籍期間に関するB社の回答及び申立人の具体的な申述内容により、申立人は、申立期間において、A社へ出向し、同社に勤務していたことが認められる。

また、A社の申立期間当時の事業主及び社会保険事務担当者は既に死亡しているが、B社は「A社からの出向者受け入れ要請により、申立人に出向命令が発令されたと考えられるが、当社とA社との間で、出向先事業所が出向者に係る社会保険の加入手続を行う旨の契約を交わしているはずであり、申立人の厚生年金保険の被保険者期間が途切れることはない。」と回答しているところ、B社が管理及び記録した申立人の年金手帳の厚生年金保険被保険者期間は、出向終了時においても空白は無く継続して記録されていることが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和 50 年 2 月の社会保険事務所（当時）の記録から、9 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主が資格喪失日を昭和 50 年 4 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 3 月 31 日と誤って記載することは考え難いことから、事業主が同年 3 月 31 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年7月1日から29年12月21日まで  
② 昭和30年4月19日から同年7月25日まで  
年金記録では申立期間について脱退手当金が支給済みとされているが、私は、脱退手当金を受け取った記憶が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の最終事業所に係る厚生年金保険被保険者期間のみでは、当時の脱退手当金の支給要件である2年を満たさない上、複数の同僚は「事業所からは、脱退手当金の説明は無かった。」と証言していることを踏まえ、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①の前に勤務していた事業所に係る厚生年金保険被保険者期間（昭和19年11月29日から20年9月1日まで）についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人本人が請求した場合、これを失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和37年3月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月31日から同年4月2日まで

昭和37年にA社本社(C工場)から同社B工場に転勤したところ、本社における厚生年金保険の資格喪失日が同年3月31日、B工場における資格取得日が同年4月2日となっている。継続して加入しているはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の証言及びA社B工場の社員名簿から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し(A社本社(C工場)から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人が昭和37年3月以前からA社B工場に勤務していたと申述していること、及び同年4月2日付けで同社同工場に採用された同僚が「申立人は自分より先に勤務していた。」と証言していることから、同社本社における申立人の被保険者資格の喪失日である同年3月31日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年4月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録により、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人の申立期間に係るA社B工場の「国民保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書（副）」における資格取得日が昭和37年4月2日となっていることから、事業主は同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年9月から平成2年3月までの期間及び13年4月から15年6月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年9月から平成2年3月まで  
② 平成13年4月から15年6月まで

申立期間①のうち、A村（現在は、B市）に住所があった頃までは、母に言われて、私が同村役場で国民年金の加入手続を行い、保険料の申請免除手続きを行っていたと思う。また、申立期間①のうち、私がC市に転入した後の平成元年3月から2年3月までの期間及び申立期間②については、同市役所で毎年自分で申請免除手続きを行っていた。申立期間の保険料が未納とされ、申請免除とされていないことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①のうち、A村に住所があった昭和58年9月から平成元年2月頃までについては、その母親に言われて、申立人が国民年金の加入手続及び申請免除手続きを行い、C市に転入した同年3月以降についても申請免除手続きを行っていたと思うと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年4月以降に払い出されていることが推認できることから、その時点において、申立人が20歳になった58年\*月に遡って国民年金被保険者資格を取得したものと推認でき、申立期間のうち、同年9月から60年3月までの期間については、制度上、遡って保険料を申請免除することができない上、申立期間①を通じて、保険料の申請免除手続き時期に関する記憶は曖昧である。

また、申立期間①の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに当該期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、申請免除の更新の通知により申請免

除の手続を行っていたと主張しているが、保険料の申請免除の継続申請が開始されたのは平成 17 年度からであり、申立人の主張と整合していない。

また、申立期間②については、平成 9 年 1 月の基礎年金番号導入後の期間であり、国民年金保険料収納事務の電算化が図られた後である上、14 年 4 月以降において保険料収納業務が国に一元化され、年金記録事務に係る事務処理の機械化が一層促進されており、記録の正確性は高い。

さらに、申立期間②の国民年金保険料が免除されていたことを示す関連資料等はなく、ほかに申立期間②の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年2月

私の申立期間の国民年金保険料は、父が納付していたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいけない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その父親が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付するためには、国民年金に加入し納付書の交付を受けなければならないところ、申立人の国民年金被保険者資格については、オンライン記録により基礎年金番号導入後の平成9年1月21日に、7年4月19日に遡って新規取得していることが確認できる。

また、申立人の父親は、自身の保険料と併せて家族の保険料をまとめて納付していたと申述しているが、その父親から提出された平成9年分及び10年分の所得税の確定申告書（控）の社会保険料控除欄に記載がある金額は、オンライン記録に納付記録が残っている、申立人、その父親、その母親及び申立人の妹2人の5人分の実際の納付状況から算出した、各年の合計納付額を大きく下回っており、申立人の申立期間の国民年金保険料が含まれているか否かの判断ができない。

さらに、A入国管理局の日本人出帰国記録調査書によれば、申立人は、平成7年4月\*日に海外から帰国し、8年2月\*日に再び出国、同年3月\*日に帰国していることが確認でき、これはオンライン記録における国民年金の取得日及び喪失日とも一致している。

このことから、申立人の父親がB市役所（現在は、C市役所）において、申立人に係る国民年金の加入手続を行った際に、行政機関側で旅券等の出帰国記録が確認できるものに基づいて、申立期間を国民年金未加入期間と



した可能性が高いと判断される上、通常、未加入期間に係る納付書は発行されないことから、保険料を納付する機会も無かったものと考えられる。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 群馬国民年金 事案 766 (事案 112 の再申立て)

### 第 1 委員会の結論

申立人の平成 6 年 4 月から 7 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 49 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 4 月から 7 年 3 月まで  
前回の申立ての際には、両親が保険料を納付したかもしれないと思っ  
ていたが、よく思い出してみたら、申立期間については学生だったので、  
母が申請免除の手続きを行い、就職後に自分で追納したと思う。  
新たな資料等はないが、申立期間の保険料だけを納付しないことは考  
えられない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかな  
い。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、申立期間について、国民  
年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付していたこと  
を示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人及びその家族の  
記憶は曖昧で、保険料の納付状況が不明なため、当時の保険料納付を推認  
する確証は得られなかったこと、申立期間直前の平成 6 年 3 月の領収書の  
み保管され、申立期間である同年 4 月以降の領収書が保管されていないの  
も不自然であること等から、既に当委員会の決定に基づき 20 年 6 月 12 日  
付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間について学生であったことから、母親が申請  
免除の手続きを行い、就職後に自分で保険料を追納したことを新たに思い出  
したと主張しているが、申立期間については、オンライン記録によると、  
申請免除の期間とはされていないため、申立人が就職した時点(平成 10  
年 4 月)では、時効により保険料を納付することができない。

また、申立期間の保険料が免除され、その後追納していたことを示す関  
連資料等はなく、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は  
見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付してい  
たものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年3月までの期間及び52年5月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から50年3月まで  
② 昭和52年5月から同年8月まで

申立期間①及び②について、父が私の国民年金の加入手続きを行い保険料を納付したと聞いている。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その父親が、申立人の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付したと聞いていると主張しているが、保険料を納付するためには国民年金に加入し、国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は昭和51年6月にA市で払い出されていることが確認でき、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

申立期間①について、当時、申立人は学生であり、任意加入期間となることから、上記の手帳記号番号払出日から遡って、国民年金被保険者資格を取得することができない上、申立人が所持している年金手帳によると、初めて被保険者となった日として昭和51年4月1日、資格喪失日同年9月21日、再取得日54年9月26日の記載がそれぞれあり、申立期間はいずれも未加入期間となっており、オンライン記録と一致している。

また、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及びA市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間についてはいずれも加入記録が無く、その記載内容に不自然な点は見当たらない。

さらに、申立人自身は、申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、

父親が保険料を納付したとしているものの、その父親も既に他界していることから、申立期間当時の保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和5年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から40年3月まで  
役場から特例で未納保険料を納付することができると言われたので、2回に分けてまとめて納付した記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、役場から特例で未納保険料を納付できると言われたので、未納保険料を2回に分けて納付したと申述しているが、国民年金被保険者台帳(特殊台帳)によると、昭和59年8月に、申立人の被保険者資格取得年月日を40年4月1日から36年4月1日に訂正していることが確認できることから、特例納付制度が実施されていた時点では、申立期間については、国民年金に未加入の期間であり、保険料を納付することができなかったものと考えられる上、40年4月を始点として保険料を納付し60歳まで全ての期間の保険料を納付すると305月となり、受給要件の300月を満たすことから、同年4月を始点として保険料を納付したものと推認できる。

また、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年2月まで

私は、地区の役員の勧めにより国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料は、その役員に毎月、自宅に来てもらい納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、地区の役員の勧めにより国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料は、その役員に毎月、自宅に来てもらい納付していたはずであると主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は昭和36年3月28日にA市で払い出されており、同市の被保険者名簿によると、資格取得は同年2月28日に任意加入被保険者として行われていることが確認できる。

また、申立人が申立期間当時に納付していたとする保険料額は、900円から1,200円ぐらいと申述しているものの、当時の保険料額（100円）と大きく異なっており、申立人が申述している保険料額は、納付記録が確認できる昭和49年11月から50年8月までの保険料額とほぼ一致していることや、申立期間当時、申立人宅に保険料を集金に来ていたとする役員は、申立人が当時、居住していた地区において保険料を集金していた国民年金協力員と別人であることがA市の広報誌により確認でき、申立人は記憶違いしている可能性が高い。

さらに、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及びA市の国民年金被保険者名簿のいずれの記録においても、申立期間の保険料は未納と記録されており、その記載内容に不自然な点は見当たらない上、同市の申立人の被保険者名簿には「夫、\*職、喪失申出（37.3.20）」の記載があることから、\*職であった夫の申出により、申立人の被保険者資格が昭和37年3月20日付けで資格喪失されていることが確認できるが、申立人は、当時の自身

の資格喪失の理由を覚えていないなど、申立期間の保険料の納付方法についても記憶が曖昧である。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年8月から47年3月まで

夫の国民年金保険料の未納通知が送付されてきたのを契機に国民年金に加入し、過去の未納保険料を全て納付したはずである。夫の保険料だけを納付して自分の保険料を納付しなかったということは考えられない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫の国民年金保険料の未納通知が送付されてきたのを契機に国民年金に加入し、過去の未納保険料を全て納付したので、夫の保険料のみを納付して自分の保険料を納付しないことは無いと申述しているが、その夫の国民年金手帳記号番号は、申立人が20歳になる前の昭和43年3月に払い出されており、国民年金被保険者名簿によると、第一回特例納付制度（実施期間：昭和45年7月から47年6月まで）を利用して未納保険料を納付していることが確認できるが、申立人の手帳記号番号は、特例納付実施期間終了後の47年7月に払い出されており、申立期間の保険料を全て納付することはできない上、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立人は、保険料の納付方法及び納付金額等の記憶が曖昧であり、申立期間の保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年9月1日から37年12月21日まで  
② 昭和42年12月21日から45年8月8日まで  
③ 昭和45年8月10日から48年4月1日まで  
④ 昭和48年4月2日から49年9月1日まで

申立期間①から④までについて、それぞれの事業所で受けていた給与額と標準報酬月額の記録が相違しているので、各申立期間について標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、申立期間①はA社、申立期間②はB社に勤務し、それぞれ7万5,000円、8万5,000円の給与を受けていた旨を主張しているところ、A社及びB社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主の所在も不明であることから、申立について確認できる賃金台帳等の関連資料及び証言は得られない。

また、申立人が記憶しているそれぞれの事業所における同僚及び申立人と同時期に被保険者資格を取得している女性従業員の標準報酬月額をオンライン記録により確認したが、申立人の標準報酬月額の記録が特に低額であるという事情は見当たらない。

さらに、A社及びB社に係る申立人の被保険者原票を確認したが、標準報酬月額について訂正等が行われた形跡は無く、特に不自然さはいかたがえはない。

なお、標準報酬月額には上限額が定められており、申立期間①は3万6,000円、申立期間②のうち、昭和42年12月21日から44年10月31日

までは6万円とされている。

申立期間③について、申立人は、C社（現在は、D社）に勤務していた期間の標準報酬月額が、当時支給された給与額より低額となっている旨を主張しているところ、同社から提出された厚生年金保険被保険者台帳には申立人の標準報酬月額の記載は無い上、同社は「当該台帳のほかに当時の資料は無く、申立人の報酬月額等について確認できない。」と回答している。

また、申立人と仕事内容や雇用形態等が同じであった同僚及び申立人と同時期に被保険者資格を取得している女性従業員の標準報酬月額をオンライン記録により確認したが、申立人の標準報酬月額の記録が特に低額であるという事情は見当たらない。

さらに、当該事業所に係る申立人の被保険者原票を確認したが、標準報酬月額について訂正等が行われた形跡は無く、特に不自然さはいかたがえ無い。

申立期間④について、申立人は、E社に勤務していた期間の標準報酬月額が、当時支給された給与額より低額となっている旨を主張しているところ、同社は、申立人の申立期間に係る給与額が分かる賃金台帳等の資料を保管していないため、申立人の申立期間に係る報酬月額等について確認できない旨を回答している。

また、当該事業所が加入している厚生年金基金から提出された加入員台帳により、申立人の同事業所における報酬標準給与に係る記録は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、申立人と仕事内容や雇用形態等が同じであった同僚及び申立人と同時期に被保険者資格を取得している女性従業員の標準報酬月額をオンライン記録により確認したが、申立人の標準報酬月額の記録が特に低額であるという事情は見当たらない。

加えて、当該事業所に係る申立人の被保険者原票を確認したが、標準報酬月額について訂正等が行われた形跡は無く、特に不自然さはいかたがえ無い。

このほか、申立期間①から④までについて、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から④までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月から10年9月9日まで  
② 平成11年4月から14年1月まで

申立期間①についてはA社に、申立期間②についてはB社に勤務していたが、申立期間①及び②における厚生年金保険の加入記録が無い。A社及びB社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは、複数の同僚の証言及び申立人から提出された給与振込銀行口座に係る普通預金通帳の写しにより推認できる。

しかしながら、当該事業所は既に解散しており、事業主からも回答が得られないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、当該事業所の顧問社会保険労務士事務所は「当事務所は平成5年から社会保険事務業務を受託しているが、保存されている申立人に係る資料には『平成6年4月～7年3月 賃金の支払い有り、雇用保険・社会保険加入無し。平成8年4月～9年3月 賃金の支払い有り、雇用保険・社会保険加入無し。平成9年4月～同年6月 賃金の支払い有り、雇用保険・社会保険加入無し。』と記録されている。」と回答している。

さらに、当該事業所が加入していた厚生年金基金に照会したところ「加入者名簿に申立人の氏名は見当たらない。」と回答していることに加えて、申立人に係る雇用保険の加入記録も確認できない。

申立期間②について、複数の同僚の証言及び申立人から提出された「平

成 12 年分給与所得の源泉徴収票」により、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間においてB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は既に解散しており、事業主も死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、上司の一人及び複数の同僚は「申立人は、給与の手取り額を多くするために厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と証言している。

さらに、申立期間に係る雇用保険の加入記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年8月1日から31年1月15日まで  
年金記録では申立期間について脱退手当金が支給済みとされているが、私は、脱退手当金を受け取った記憶が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間における脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和31年4月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された昭和31年4月11日当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金を受給することができなかったことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 12 月 1 日から 44 年 5 月 26 日まで  
年金記録では申立期間について脱退手当金が支給済みとされているが、私は、脱退手当金を受け取った記憶は無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、支給額に計算上の誤りは無く、申立人は、申立期間前の5年を超える厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金を受給しているなど、申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。